

令和5年度 包括外部監査（令和6年3月26日報告） 【指摘事項】
テーマ：補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応状況の別	内 容
1	文化振興課 保健福祉総務課 観光課 （行政マネジメント課、財政課）	第3章 補助金等の全体に関する監査結果 3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について 「郡山市指定管理者制度ガイドライン」に基づき指定管理料の積算において一般管理費を計上している場合には、従来どおりの法人管理費補助金を交付すると二重に支出される可能性があることから、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲を整理する必要がある。 特に指定管理料の積算を行う施設所管部署（選定単位所管部署）と法人管理費補助金の交付を行う団体所管部署が異なる施設については、両部署で調整を行う必要がある。	対応状況 （未完了）	【文化振興課、保健福祉総務課、観光政策課】 今回の御指摘につきましては、令和7年7月中に関係部署（文化振興課、観光政策課、保健福祉総務課、行政マネジメント課、財政課）にて、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲について現状の整理及び今後の方向性に関し協議を行いました。 引き続き、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲の整理について、関係部署及び外郭団体と協議、検討してまいります。 令和7年8月29日対応状況報告 市長
2	セーフコミュニティ課	第4章 個別補助金等の監査結果 8 防犯協会連合会運営費補助金 代表者名義が市長（個人）である場合の交付決定について 郡山地区防犯協会連合会の代表は郡山市長（個人）であった。補助金等交付申請書の提出先は郡山市であるから、郡山地区防犯協会連合会の代表としての市長（個人）が、市長（市）に対して申請書を提出し郡山市が審査のうえ市長（市）の名義で交付決定をしている。 このように、同一人物が双方の代理を行っているものであり、形式的には申請するものと申請をチェックする者が同一であるので、利益相反と捉えられる可能性がある。 このような場合は、他市の例をみると「市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規則」という規則に則り、市長が（市に申請をする）相手方団体の代表であるときは、市側は、「臨時代理」が市長を代理するとなっていようである。この規則（またはこの規則に類する取り決めなど）は、現状、郡山市にはないとのことである。これを機会に郡山市の関係部局全体で策定を検討すべきである。 なお、本補助を受けている郡山地区防犯協会連合会は、過去から歴代の郡山市長が会長に就任していたようである。この点、私見では、市長自らが会長になる必要性は感じられなかった。規程の策定とは別に、市長が外部団体の会長を兼務する必要性についても再確認し、必要がない役職については変更を求めてもよいかもしれない。	措置 （完了）	市長が郡山市と郡山地区防犯協会連合会の代表であり、双方の代理を行っていることについては、利益相反となる恐れがあることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定に基づき、今年度より市長の職務代理を副市長に委任する対応をいたしました。 令和6年9月20日措置通知 市長
3	産業雇用政策課	36 こおりやま産業クラウドファンディング活用支援補助金実績報告書の記載誤りについて 本補助金の実績報告書は、交付要綱にて第7号様式を用いることとされており、記載内容は当該様式に基づくものとされている。 サンプル検証対象とした補助金に関して、実績報告書の添付書類欄に必要書類の記載がなく、当該欄には店舗の写真が貼り付けられて提出されていたにもかかわらず、提出されるべき必要な添付書類の提出はあったことをもって補助金の交付を行っていた。 補助金交付の審査手続を効率的にかつ公正に行うためにも必要書類の様式、記載内容、添付書類等は交付要綱の定めに従って、適切に行われるべきである。 なお、本件については、実績報告書の所定の様式は用いており、また必要な添付書類に不足がないため、実質的には実績報告は適正に行われていたとの判断であるが、実績報告書記載上の不備として、適切な記載に訂正を求めることが望まれる。	措置 （完了）	今般の実績報告書の記載誤りについては、申請人の認識不足及び職員の確認不足によるものであります。 申請書や実績報告書等の確認については、事前相談の段階から複数人によるチェックを再徹底するとともに、令和6年4月26日に申請人に事情を説明の上で実績報告書の添付書類欄について、実際の添付書類と符合するよう追記いただきました。 令和6年9月20日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
4	観光課	41 サマーフェスタ実行委員会負担金 ②交付事業内容の変更手続について 本負担金においては、交付対象経費（総事業費から飲食費、予備費を除く）が予算額 28,550千円から決算額 42,728千円と約50%増加しており、交付要綱第5条に規定する「交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更」に該当せず、事業内容の変更の申請が必要である。 この点について市担当課へ質問した結果、負担金交付額に変更がなかったことから変更申請を不要としたとのことであるが、負担金交付額を変更するかどうかは変更申請を受けてその内容を審査した上で行われるべきであり、本件の取扱い、上記の規定に違反しており、適切な処理ではない。 交付額は、交付要綱において「総事業費から事業収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」としており、今回の場合、協賛金や出店料等が予算よりも増加していることから、予算の前提として計画された事業を行うのであれば、郡山市の負担金を減額する措置もあったと考えられる。対象事業が効率的に運営されているかの検証を行うため、交付要綱に定める手続を適切に運用する必要がある。	措置 (完了)	交付額については、令和4年度は収入と支出が同額であったため、戻し入れ等はいりませんでしたが、令和5年度の事業決算においては、事業収入が黒字となったことから、市負担金を減額し、額の確定を行いました。 今後も収入と支出の状況を踏まえ、適切な負担金の交付を行ってまいります。 また、交付対象事業の内容変更については、サマーフェスタ実行委員会及び課内で共有し、「郡山市観光物産振興事業負担金交付要綱」「補助金等交付事務マニュアル」に基づき、変更承認申請を受け、審査した上で通知を出す、適正なフローで処理してまいります。 令和6年9月20日措置通知 市長
5	道路建設課	51 私道整備事業費補助金 財産処分制限条項の補助金等交付決定通知書への記載について 郡山市の「補助金等交付決定通知書チェックリスト」において、財産処分の制限について「財産処分の制限に該当する補助事業の場合は、摘要欄に記入例のとおり記入したか。」とのチェック項目が掲げられている。 本補助金の交付要綱第13条において財産処分の制限について規定されているが、補助金等交付決定通知書にその旨の記載が行われていない。 質問の結果、交付要綱に基づいた取扱いであることから、交付決定通知書への記載をしていないとのことであったが、交付対象者への注意喚起のためにも、記載を徹底する必要がある。	措置 (完了)	今般の事案は、当補助金交付事務遂行にあたり、「郡山市補助金等交付決定通知書チェックリスト」に基づき課内で「事務内容チェックリスト」を作成し運用しているところであるが、財産処分の制限について、補助金交付決定通知書の摘要欄へ記入する旨が「事務内容チェックリスト」に記載していなかったことが原因で、交付決定通知書摘要欄への記入が漏れていたものと考えられます。 このため、「郡山市補助金等交付決定通知書チェックリスト」を再確認し、併せて「事務内容チェックリスト」に「補助金交付決定通知書の摘要欄へ「財産処分の制限」について記入」を記載し、複数の職員による点検・確認を行うなどチェック体制の強化を図ることとしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
6	生涯学習課	58 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金 ②様式のアップデートについて 収支予算書及び収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を使用すべきである。	措置 (完了)	今般の事案は、収支予算書及び収支決算書に「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していなかったことが原因です。 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金交付要綱を令和6年4月1日付けで改正し、補助対象経費と補助対象外経費を明確に定め、令和6年4月24日の郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会令和6年度総会において承認された収支予算書から対応しており、令和7年4月30日の同協議会における令和7年度総会において承認された収支決算書についても、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分、把握できるように対応いたしました。 令和7年8月28日措置通知 教育委員会
7	生涯学習課 中央公民館	59 郡山市民文化祭負担金 ②様式のアップデートについて 収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支決算書の様式を使用すべきである。	措置 (完了)	【生涯学習課】 今般の事案は、郡山市民文化祭負担金収支決算書に「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していなかったことが原因です。 郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱を令和6年4月1日付けで改正し、補助対象経費と補助対象外経費を明確に定め、郡山市民文化祭の事業所管課である中央公民館において、令和6年5月14日の第76回郡山市民文化祭実行委員会において承認された収支予算書から対応しており、令和7年3月14日の第2回実行委員会において承認された収支決算書についても、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分、把握できるように対応いたしました。 【中央公民館】 今般の事案は、郡山市民文化祭負担金収支決算書に「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していなかったことが原因です。 郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱を令和6年4月1日付けで改正し、補助対象経費と補助対象外経費を明確に定め、令和6年5月14日の第76回郡山市民文化祭実行委員会において承認された収支予算書から対応しており、令和7年3月14日の第2回実行委員会において承認された収支決算書についても、補助対象経費と補助対象外経費を明確に区分、把握できるように対応いたしました。 令和7年8月28日措置通知 教育委員会

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
8	文化振興課	60 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金 補助金の名称について 当該補助金は公益財団の安定的な運営を支援することを目的としており、運営費を補助するものである。「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助金等の名称について運営費補助であることを明確にするため「公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人運営費補助金」と名称を改める必要がある。	措置 (完了)	令和6年6月20日付で要綱改正、令和6年7月1日付で施行し、名称を改めました。 令和6年9月20日措置通知 市長
9	スポーツ振興課	62 郡山市体育協会補助金 ①補助金の名称について 当該補助金は郡山市体育協会事業の円滑な運営を支援することを目的としており、運営費を補助するものである。郡山市補助金等適正化基本方針に基づき、補助金等の名称について運営費補助であることを明確にするため「郡山市体育協会運営費補助金」と名称を改める必要がある。	措置 (完了)	令和6年8月1日付で要綱改正、施行し、名称を改めました。 令和6年9月20日措置通知 市長
10	スポーツ振興課	62 郡山市体育協会補助金 ③様式のアップデートについて 収支予算書及び収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を使用すべきである。	措置 (完了)	令和6年8月1日付で要綱改正、施行し、見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を新たに定めました。 令和6年9月20日措置通知 市長
11	スポーツ振興課	62 郡山市体育協会補助金 ④再交付の実績について 当該支出項目の中に、間接補助に該当するものが含まれている。実績報告の際には、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、再交付の実績及び再交付先の事業実績もあわせて報告すべきである。	措置 (完了)	令和6年8月1日付で要綱改正、施行し、提出書類に明記しました。 令和6年9月20日措置通知 市長

※組織の名称は、監査実施時点のものです。

令和5年度 包括外部監査（令和6年3月26日報告） 【意見】
テーマ：補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
1	財政課	第3章 補助金等の全体に関する監査結果 1 交付要綱への補助する目的の明示 補助する目的自体を公益性の観点を踏まえて記載した文例を、補助金等交付事務マニュアルの「標準的な要綱例」に追加すべきである。	措置 (完了)	補助金適正化方針及び補助金等交付事務マニュアルにおいて、補助金の目的を交付要綱へ具体的かつ明確に規定することとしているにもかかわらず、補助金等交付事務マニュアルの「標準的な要綱例」の記載が補助の目的自体を記載する文例になっておりませんでした。 2024（令和6）年6月11日付けで補助金等交付事務マニュアルを改訂し、補助する目的自体を公益性の観点を踏まえて記載した文例を「標準的な要綱例」に追加いたしました。 令和6年9月20日措置通知 市長
2	財政課	2 暴力団排除条項の創設 補助金等交付行政から暴力団を排除するためには、交付申請の対象者からの排除と、仮に誤って交付されてしまった場合の取り消し及び返還の規定を明確化しておく必要がある。 「郡山市補助金等の交付に関する規則」において、暴力団排除について明確化されたい。また、特に不要な場合を除き各補助金等の交付要綱にも暴力団排除条項を記載されたい。	措置 (完了)	暴力団排除に関する規定を「郡山市補助金等の交付に関する規則」に規定することについてであります。補助金等の目的等によっては、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者）を一概に排除することができない補助金等があります（令和2年度特別定額給付金給付事業など）。 そのため、個別の補助金等交付要綱により暴力団排除に係る規定を定めるのが適当であると思慮し、2024（令和6）年6月11日付けで補助金等交付事務マニュアルを改訂し、交付申請の対象者から郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者を除外する文例を「標準的な要綱例」に追加いたしました。 なお、仮に誤って交付されてしまった場合の対応を規則等へ規定することは、誤った行政行為を前提とするため適当では無いと思慮することから、個別の案件に応じて民法上の取消の可否について検討するよう、補助金等交付事務マニュアルへ記載いたしました。 令和6年9月20日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
3	市民・NPO 活動推進課	第4章 個別補助金等の監査結果 6 クラウドファンディング活用促進補助金 執行率について 令和4年度における本補助金の交付先は2件でそれぞれ7万円程と当初予算の100万円に比して、低調な執行率であった。 この点に関し、「郡山市市民活動サポートセンター」（郡山市の市民活動支援事業の委託先）が本補助金の説明とともにクラウドファンディングに関する相談会を通年で行っており、毎年一定数（10件以上）の相談を受けている。 しかし、それでも申請が年間で2件と低調な要因として、プロジェクトの立案等に時間を要するなど資金需要者側のクラウドファンディングを実施するまでの道のりが困難という面があるようである。 郡山市としては、今後も「郡山市市民活動サポートセンター」と連携し、持続可能な資金調達手段であるクラウドファンディングを市民活動団体が活用できるよう支援していくとともに、より活用しやすい助成制度となるよう制度のあり方を検討していく、とのことである。 この点、監査人としても、クラウドファンディングによる資金調達によって市民活動団体が活性化することは良いことであり、郡山市においてはより活用しやすい助成制度となるよう制度のあり方を検討していただきたい。 私見ではあるが、例えば、本補助金の限度額は、1交付先あたり年間で20万円とされている（交付要綱第5条第2項）ところ、資金調達額が大規模になるほどクラウドファンディング運営事業者に支払わなければならない手数料は多くなると考えられるため、限度額を上げる点を検討してもよいかもしれない。 また、クラウドファンディングは、調達した資金の使途の明確化や（純粋な寄附ではないやり方では）御礼の商品を配布する等の寄附者とのやりとりが生じるが、そのことを適切に行わなければ寄附者からの信頼を失い市民活動団体の評判が著しく落ちる危険性がある。そのような事態から郡山市の評判までも落とさないように市民活動団体へ何らかの働きかけができるかどうかを検討してもよいかもしれない。 さらに、交付対象事業である「市民公益活動」は広く解釈され、本補助金の対象が絞られてはいないことも周知が必要である。具体的には、交通安全啓発活動、犯罪防止活動、公共の場の清掃活動といった諸活動や犯罪被害者・遺族や交通事故被害者・遺族及び自然災害・原発事故により被害を受けた方々への支援活動、子ども食堂の運営やひとり親世帯への支援のため等の資金調達のためのクラウドファンディングにも本補助金が見える可能性があることを広く市民に知ってもらいたい。 加えて、令和3年度は1件、令和4年度は2件であった案件を徐々に積み重ね情報を蓄積することで将来の申請者に有用な情報を提供できるようにもなってほしい。 以上のように、様々な制度・運用のあり方を検討できるが、クラウドファンディング自体が近年に始まった活動であるから引き続き試行錯誤を行い、利用した市民の活動により郡山市が活性化するように知恵を絞ってほしい。	措置 (完了)	クラウドファンディング活用促進補助金制度を市民の方に広く知っていただくとともに、市民活動の資金調達手段の一つとして活用いただくため、令和6年度当初に市ウェブサイトのほか、広報こおりやまや市民活動サポートメールなど様々な媒体を通した周知を行いました。 今後においても、クラウドファンディング活用促進補助金制度は、市民活動団体の活動支援に有益な制度であることから、制度の周知を実施してまいります。 令和6年9月20日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応状況の別	内 容
4	市民・NPO活動推進課	7 地域集会所整備費補助金 <u>少額の整備費に対する取り扱いについて</u> 令和4年度の補助対象先ごとの補助金額をみるに、金額が最大だと1千万円を超えている。金額が大きい2団体のうち、最大の交付先である中ノ入集会所は、建物の外壁及び内装の全面改修を行うため12,985,000円の補助金の交付を受けた。また、赤津集会所は集会所の周りの土地のアスファルト舗装整備に8,096,000円を交付したが、簡易舗装ではなく、掘削20cmの本舗装のため金額が多額になった。 一方で、上記2団体以外の補助対象者は、内装整備や機器の取り換え更新など小規模な整備であったので比較的少額に抑えられている。ほとんどは1,000,000円以下の補助であり、少ないところであれば170,000円であった。 本補助金は、補助の上限額が15,000,000円（交付要綱第3条第1項）と多額であるため、補助金交付額に大きな差ができてしまうようである。現状では大規模修繕も少額の取り換え更新も同じ申請手続きに乘せることになっているが、交付金額や交付事務、交付対象の機器等を見るに、大規模修繕と比較的小規模な金額で済む機器の取り換えは同一の手続きに乘せる必要はないと料する。 大規模修繕であれば、複数の工事業者の見積もりを広い地域からとるなど金額を抑える指導をするとともに、少額の機器の取り換え更新であれば簡易な手続きで交付を可能にし、5年に一度しか申請できない点を緩めるなどの変更を図るのもよいかもしれない。 現状の15,000,000円だけを上限額とすると集会所間での均等性に欠くと思われる事案も生じかねないため、上限額を区分した交付手続の新設や多額の交付を伴う案件はより慎重な手続きを行うなど、改善のための検討をしてほしい。	対応状況 (未完了)	上限額を区分した交付手続の新設等その他補助制度の見直しについては、市の財政状況や町内会の要望等も考慮し、他市の事例も参考にしながら本市の実情に応じた検討をしてまいります。 令和7年8月29日対応状況報告 市長
5	セーフコミュニティ課	8 防犯協会連合会運営費補助金 <u>交付金額の定期的な見直しについて</u> 郡山北地区防犯協会連合会の令和4年度の収支決算によると、会員からの会費収入が465,000円のところ、郡山市からの補助金収入が2,470,000円と差が大きかった。もう一方の交付先である郡山地区防犯協会連合会は同会費収入が約1,475,000円であり補助金収入が3,630,000円となっているので、郡山北地区防犯協会連合会の会費収入は相対的に少ない。 防犯協会の活動は地域の方々が恩恵を受けるので、補助金ではなく地域の方々等関係者の会費の収入でまかなえるのが理想である。この点、郡山北地区防犯協会連合会としても、「賛助会員を増やす努力（依頼や広報）を行っているが、コロナ禍、物価高等の影響もあり会費の増加が難しい状況」とのことである。 本交付金額は、過去3年間の当初予算額と決算額が同額であることから見て取れるように、2つの連合会に対して予め定まった金額を交付するという運用である。 この運用では、過去の踏襲ということであるから、交付金額の妥当性について変更・見直しが必要と思われる。他の団体に対する補助金も含め、単に過去を踏襲するのではなく、市の財政状況や住民の要望等にも照らし、適正な交付金額規模を見出せるよう留意してほしい。	対応状況 (未完了)	郡山北地区防犯協会連合会の賛助会員及び会費収入が少ないことについては、令和6年3月及び7月、令和7年度補助金交付決定時等に折を見て当該団体へ連絡し、賛助会員及び会費を増やす活動（依頼や広報）を行うよう指導しております。近年ではSNS等を利用した巧妙な手口により「なりすまし詐欺」「ロマンス詐欺」、闇バイトを介した犯罪が増加しており、当該団体による防犯啓蒙活動は重要な役割を担っておりますことから、補助金額の見直しについては、市の財政状況や住民の要望等にも照らし、適正な交付金額規模を見出せるよう検討してまいります。 令和7年8月29日対応状況報告 市長
6	国際政策課	10 郡山市国際交流協会運営費補助金 <u>交付要綱の規定内容について</u> 交付要綱上の交付申請時の添付書類として「会員名簿」が規定されているが、実際は「役員名簿」が添付されている。実態に合わせて交付要綱上の添付書類を「役員名簿」に修正されたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和6年3月29日に要綱の改正を行い、添付書類を会員名簿から役員名簿へ変更を行いました。（令和6年4月1日施行） 令和6年9月20日措置通知 市長
7	保健福祉総務課	13 民生児童委員協議会連合会補助金 <u>マニュアルの見直しについて</u> 履行確認について、年度内（3月31日まで）に履行確認が行えるよう業務の見直しを行うか、マニュアルの見直しの対策をとることが望まれる。 補助金等交付事務マニュアルでは、「通常払か概算払かを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行うこと」とあり、本事業の履行確認については、毎月各方部民生委員協議会から市へ提出される「民生委員協議会活動報告書」において、研修の実施内容も含め定期的に実施されている。しかし、市担当課への質問による回答では、各方部協議会から連合会への実績報告が年度を跨ぐとのことである。各方部協議会から連合会への実績報告が年度を跨ぐことが実態としてある場合、マニュアルが業務実態と乖離し形骸化しているため、業務見直し、またはマニュアル見直しの対応が必要となる。	措置 (完了)	今般の民生児童委員協議会連合会補助金に対する監査結果は、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行っていなかったことが原因です。 意見のあった点については、各方部協議会から連合会へ実績報告を年度内に提出し、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行うよう事務フローの見直しを図りました。 令和7年8月29日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
8	保健福祉総務課	14 保健・福祉フェスティバル実行委員会負担金 事業完了日の変更について 事業完了日の変更について、補助条件とおりに対応されることが望まれる。 要綱第8条では、「実績報告は、当該完了の日の属する年度の2月末日までに報告するもの」とあるが、実績報告及び事業完了年月日は、令和5年3月17日に変更されており、事業完了日変更の報告が無かった。 補助金等交付決定通知書（第2号様式）の補助条件3.では、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けることとあるが、その形跡を確認できなかった。 市担当課への質問による回答では、事業完了日変更に係る変更申請書（第3号様式）を、市担当者及び実行委員会事務局担当者ともに失念していたとのことである。市長への報告及び指示の形式の指定はないため、現場では口頭で変更の報告を行っていた可能性もありうるが、第三者が確認しても分かるように、形跡を残すべきであると考え。	措置 (完了)	上記を受けて、令和6年度の保健・福祉フェスティバル郡山実行委員会負担金の実績報告につきましては、令和7年2月13日付けで提出を受けており、「保健・福祉フェスティバル郡山負担金交付要綱」に基づき適切に処理いたしました。 なお、本事業については、実行委員会の事務局である社会福祉法人社会福祉協議会と、常に協議をしながら進めており、事業の完了日の変更についても、口頭で協議を行っていましたが、第三者が確認しても分かるように、市長への報告及び指示の形跡を残すべきであるとの指摘から、今後は事業完了が2月末日以降になる場合は、実行委員会から変更申請書の提出を求めるよう対応いたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
9	保健福祉総務課	15 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金 履行確認の不実施について 補助対象事業の履行確認を行うことが望まれる。 補助金等交付事務マニュアルでは、「通常払か概算払かを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行うこと」とあるが、履行確認が行われていない。 市担当課への質問による回答では、履行確認が行われていない理由として、補助金の使途が主に人件費、光熱費等であること、年度末の実績報告を受けての精算を行っており、概算過払い分については、戻入されているためとのことである。また、進捗確認等のモニタリング、現地調査も同様に行われておらず、定期（4年毎）の成果実績の総合評価も行っていない。 マニュアルに定められている手続きがなされずに済んでいることはマニュアルの形骸化を招き問題である。また、補助金の交付の妥当性についての検証がなされていないことも問題であると考え。	措置 (完了)	今般の社会福祉法人郡山市社会福祉協議会補助金に対する監査結果は、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行っていなかったことが原因です。 意見のあった点については、令和6年9月以降、4半期毎の支払いに合わせて進捗確認等のモニタリング及び現地調査を行い、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行うよう事務フローの見直しを図り、交付の妥当性についても検証いたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
10	健康長寿課	17 単位老人クラブ活動費補助金 マニュアルの見直しについて 履行確認について、年度内（3月31日まで）に履行確認が行えるよう業務の見直しを行うか、マニュアルの見直しの対策をとることが望まれる。 履行確認の実施状況を確認したところ、4月上旬に実施されていた。 一方、補助金等事務マニュアル上は、6ページ「通常払い、概算払を問わず履行確認を年度末（3月31日）までに行うこと」、11ページ Q 10「補助事業の会計年度は何によって決まるのか。」では、「当該履行のあった日とは、履行の確認を行った日となります。なお、履行の確認は実績報告に基づき行うものとします。」とあり、本来は補助事業の対象年度内に履行確認が行われていなければいけないが、遵守されていなかった。 市担当課に質問したところ、履行確認が年度内に行われない理由として『ほとんどの老人クラブは、実績報告書及び次年度の申請書を作成するにあたり、多くの誤りが見られることから、対面でチェックをしながら、その場で修正していく必要がある。これに対応するため、市内各地域で提出会場を設定し、担当が訪問、受付を行っているが、事務対応上また対象者が高齢者であることも配慮すると、4月に実績報告書と申請書を同時に受け付けざるを得ないため。』との回答があった。 しかし、補助金申請書、決定通知書、実績報告書の日付は、いずれも、4月1日、4月1日、3月31日の日付で作成されており、上記の市からの回答と相違する。 また仮に、実績報告書と申請書を年度末以降に同時に入手せざるを得ない実態である場合には、マニュアル等が業務実態と乖離し形骸化しているため、業務見直し、またはマニュアル見直しの対応が必要となる。 なお、単位老人クラブ活動補助金の交付を規定している交付要綱では、第6条で、「補助事業完了の日から60日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出し、補助事業の成果を報告しなければならない。」とあり、補助金申請書では、事業完了日は、当該年度の3月31日であるので、要綱だけを考えると、3月31日から60日以内に提出されていれば良いということとなる。	措置 (完了)	補助事業の対象年度内に履行確認を行えるよう、令和7年1月24日に業務マニュアルを改め、年度内の実績報告書提出を求める事務の見直しを行った。 令和7年8月29日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
11	健康長寿課	19 軽費老人ホーム事務費補助金 ①補助対象経費の庁費について 費用項目を明確に規定することが望まれる。 要綱で補助の対象となる経費が費用区分毎に明確に定められている中で、庁費については、補助金所要額内訳書（第3号様式（第3条関係））のどの費用区分が庁費に対応しているのかが不明確である。郡山市補助金等適正化基本方針における適正化に向けた具体的な取組みのひとつである補助対象経費と対象外経費の明確化の観点から、庁費という規定をせずに、第三者が見てもわかるように、費用区分毎に規定されることが望ましい。	措置 (完了)	福島県及び中核市の要綱を参考にして、令和7年4月28日に要綱改正を行い、補助対象経費の明確化を行った。 令和7年8月29日措置通知 市長
12	健康長寿課	19 軽費老人ホーム事務費補助金 ②補助対象経費の入所者保健衛生費について 社会福祉法人会計基準に合わせた勘定科目に読み替えた時に、どの費用が補助の対象経費となるかを要綱で明確に規定することが必要と考える。 要綱では、事務費の入所者保健衛生費が補助の対象となる経費として明記されているが、社会福祉法人共生福祉会が提出した補助金所要額内訳書（第3号様式（第3条関係））では、事業費の保健衛生費が補助対象経費として申請がされ、それが採択されていた。 その理由として、社会福祉法人の会計は、社会福祉法人会計基準第18条により勘定科目が定められており、事務費「保健衛生費」の項目はなく、事業費「保健衛生費」に補助対象経費である、事務費の入所者保健衛生費を計上しているとのことであった。 しかし、これについても郡山市補助金等適正化基本方針における適正化に向けた具体的な取組みのひとつである補助対象経費と対象外経費の明確化の観点から、要綱で補助対象経費として定めている事務費の入所者保健衛生費は、社会福祉法人会計基準ではどの費用に読み替えることができるのかを、客観的に判断ができるように、当該補助金要綱第2条第2項のように明確に定めることが望まれる。	措置 (完了)	福島県及び中核市の要綱を参考にして、令和7年4月28日に要綱改正を行い、補助対象経費の明確化を行った。 令和7年8月29日措置通知 市長
13	保健所総務課	21 郡山市保健委員会事業運営補助金 ①概算払いの根拠について 概算払の根拠について、要綱で規定されることが望ましいと考える。 資料閲覧したところ、概算払がなされていることが確認されたが、要綱上は概算払の規定が存在しない。郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2第2項では、「補助金等の交付の目的を達成するため、または補助事業等の性質上必要があると認めるときは、市長が別に定めるところにより、（中略）全部または一部を概算払の方法により支出することができる」と規定されているため、概算払が行われていること自体は問題ではないと考えるが、他の補助金の規定では、要綱に概算払の規定が存在し、それに従い支払いがされているため、本補助金においても要綱上で概算払の規定を設けることが望ましい。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和7年1月24日付で要綱の改正を行い、概算払いについて規定しました。 令和7年8月29日措置通知 市長
14	保健所総務課	21 郡山市保健委員会事業運営補助金 ②補助対象経費について 補助対象経費について、要綱に明確に定めることが望まれる。 市担当者へ質問した回答によると、補助対象経費について市の歳出予算に準ずる費目の整理は実施されているものの、補助金交付要綱には規定してこなかったとのことであった。 郡山市補助金等適正化基本方針では、「補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定します。」「〇〇事業に要する経費等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととします。」とあるため、本来は補助対象経費について補助金交付要綱に明確に規定する必要がある。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和7年1月24日付で要綱の改正を行い、補助対象経費について規定しました。 令和7年8月29日措置通知 市長
15	保健所総務課	22 郡山市献血推進協会補助金 補助対象経費について 補助対象経費について、要綱に明確に定めることが望まれる。 市担当課へ質問した回答によると、補助対象経費について市の歳出予算に準ずる費目の整理は実施されているものの、補助金交付要綱には規定してこなかったとのことであった。 郡山市補助金等適正化基本方針では、「補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定します。」「〇〇事業に要する経費等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととします。」とあるため、本来は補助対象経費について補助金交付要綱に明確に規定する必要がある。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和7年1月24日付で要綱の改正を行い、補助対象経費について規定しました。 令和7年8月29日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
16	保健所総務課	23 公益財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金 ①補助対象事業及び経費について 補助対象事業及び経費について、どの事業のどの費用に補助金が充てられているのかを明確に確認できる仕組みを構築すべきと考える。 補助対象先から提出されている資料上、どの事業のどの費用に補助金が充てられているのが不明確であった。また、補助金等交付申請額及び補助金確定額の根拠が示せる資料も存在していなかった。 補助対象事業及び対象経費は要綱上で明確に規定されており、要綱で定められている対象経費に対して補助金が充てられていることを客観的に確かめられる必要があるため、その対応を検討いただきたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和7年1月24日付で要綱の改正を行い、補助対象事業及び経費について客観的に確認できるようにいたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
17	保健所総務課	23 公益財団法人郡山市健康振興財団事業費補助金 ②概算払について 概算払について、一括払いではなく分割払いも含めて検討することが望まれる。 令和3年度、令和4年度は執行率が低くなっている原因として、市担当課から新型コロナウイルス感染症拡大により事業を大幅に縮小していたことと回答があった。事業縮小はやむを得ないことと考えられるが、2年に渡って補助金の半分以上が返還されている点、令和2年においても執行率は8割を下回っている点、また当該財団は自主財源もある点から、概算払の方法については検討する余地があると考ええる。また、事務局が同じ保健所内にあるということで、進捗管理の精度を高め、必要な補助金額を必要なタイミングで交付できる仕組みづくりを構築されることが望まれる。	対応状況 (未完了)	意見について、令和2年度についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を縮小していることから、執行率が低い状態となっている。 令和5年5月には、新型コロナ感染症が5類へ移行したことにより、コロナ禍以前の事業規模に戻っているということ、令和6年度からは新規事業により自主財源確保のための努力を行っていることから、概算払いの検討については、事務局が同じ保健所内にあるという特徴を活かし、令和5年度及び6年度の執行率の状況を踏まえながら、健康振興財団から進捗状況についてヒアリングを行い、令和7年度内に今後の対応について検討いたします。 令和7年8月29日対応状況報告 市長
18	産業雇用政策課	29 勤労者互助会補助金 補助金額の妥当性の検証について 「郡山市補助金等適正化基本方針」において、団体等の繰越金・余剰金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証することとしている。 特に、団体としての活動に公益性を認め、運営費を補助する場合においては、当該団体等の財政状況を検証することとしている。 この点、当補助金については、補助金交付申請書添付の収支予算書上では、前期繰越金の記載はなく、収支が一致しており、繰越金はないこととなっている。 ただし、補助金交付申請において、団体等の貸借対照表などの繰越金の有無を判断できるような資料は徴求しておらず、繰越金の発生状況について、どのように審査しているかを市担当課へ質問したところ、補助金交付申請上、繰越金の有無など団体等の財政状況は補助交付の条件となっておらず、審査の際に考慮すべき事項としていないとの回答があった。 申請に際して、団体等の貸借対照表などの財政状況を検証できる資料を徴求したうえで、これを検証するとともに、補助対象経費の一部を繰越金で賄うことができる場合は補助金額の減額を行うなど、補助金の必要性及び補助金額の妥当性について適切に検証することが望まれる。	措置 (完了)	令和5年度補助事業等実績報告及び令和6年度補助金交付申請において、貸借対照表の提出を求め、繰越金がないことを確認し、補助金額の妥当性を適切に検証いたしました。 令和6年9月20日措置通知 市長
19	産業雇用政策課	31 商店街等賑わいづくり事業費補助金 補助対象経費の明確化について 本補助金の交付対象経費は、施行規則において「組合または商工団体の活性化及び地域振興のための市、まつり等の実施に要する費用」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、報償金（物品・謝礼）は補助対象外とされている。 郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、補助対象経費の明確化については、具体的に規定することとしている。 本補助金について、補助対象外とする経費については、施行規則・要綱などにおいて、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。	措置 (完了)	令和7年4月1日付で「郡山市商工業振興条例施行規則」を改正し、商店街等賑わいづくり事業費補助金における補助対象経費を明確化しました。 令和7年8月29日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
20	産業雇用政策課 (総務法務課)	32 小規模事業指導費補助金 ①交付決定通知書の保管について 交付決定通知書の日付の記載がない(案)のみが保管されていた。当該(案)は適切に決裁され、補助事業者に送付された通知書そのものと内容に相違ないとのことであるが、その写しは保管されていなかった。 保存に関して条例や規則で明確にルールが規定されているものではないが、総務法務課文書係からは、電子データの保存に関して、交付決定通知書の日付及び文書番号が入った最終版(送付版)のファイルとして保管するとの手引きが示されているとのことであり、当該ルールが十分に浸透していないことを示唆する状況であった。保管ルールの浸透・徹底が望まれる。	措置 (完了)	令和6年6月27日付けで総務法務課において「文書管理のポイント」として全庁に文書の保存方法等を明記した文書が発出され、保管ルール等の浸透・徹底が図られました。 意見のあった点については、今年度より、文書の保存方法の手引きに則り、施行時において、補助事業者に送付した通知書と相違ないものをデータで保管しております。 令和6年9月20日措置通知 市長
21	産業雇用政策課	32 小規模事業指導費補助金 ②事業の効果について 事業目的として「会議所または商工会の地区の商工業者の経営及び技術の改善発達を支援すること」とされているが、事業の成果指標は「会員数」、「経営指導員による指導の件数」とされており、経営及び技術の改善発達を示すような指標とされていない。経営及び技術の改善発達の視点から、経営や技術の改善発展の度合いを表すような適切な成果指標を掲げ、補助目的の達成に有効なものか検証することが望まれる。	対応状況 (未完了)	商工会議所または商工会では、所属する経営指導員が会員である事業者の経営及び技術の改善発達を支援しており、その支援内容が効果のあるものであれば会員となる事業者が増え、支援を求める事業者も増える(指導の件数の増)ことにつながることから、各団体としても目標として会員数に重点を置いているところです。 また、商工会議所や商工会にヒアリングを行いました。が、「経営の改善」は、各事業者が基本的水準に照らして欠如している能力を補うことであり、「経営の発達」は、一定の水準を超えた事業者が、技術やノウハウの向上、経営革新や新たなビジネスの創出等により事業規模や収益の拡大、経営の効率化により事業体として更なる成長を遂げることであることから、経営指導員が金融、税務、経営、労務などに関して行う相談や指導が指標としては適切であるとの見解でした。そのため、経営の改善発達に向けた活動指標を「経営指導員による指導の件数」、成果目標を「会員数」とすることとしますが、今後も引き続きより適切な指標の検討を行います。 令和7年8月29日対応状況報告 市長
22	産業雇用政策課	34 こおりやま産業博実行委員会負担金 補助対象経費の明確化について 本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「予算の範囲内で定める額」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、報償費(物品)は補助対象外とされている。 郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、補助対象経費の明確化については、具体的に規定することとしている。 本補助金について、補助対象外とする経費については、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。	措置 (完了)	令和7年4月1日付で「郡山市商工振興事業負担金交付要綱」を一部改正し、こおりやま産業博実行委員会負担金における交付対象経費を明確化しました。 令和7年8月29日措置通知 市長
23	観光課	41 サマーフェスタ実行委員会負担金 ①補助対象経費の明確化について 本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「事業運営費、会場設営費、広告宣伝費、会議費その他のサマーフェスタの開催に要する経費」とされているが、実務上は、補助対象者の収支予算の支出のうち、飲食費、予備費を補助対象外としているとのことである。 郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、補助対象経費の明確化については、具体的に規定することとしている。 本負担金について、飲食費はチケット売上により賄われることが想定されているのであれば、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。	措置 (完了)	補助対象外経費については、これまで実績報告時にも内容を確認し、適正に実施していたところですが、意見のあった「補助対象経費の明確化」について、令和6年6月1日付けで「郡山市観光物産振興事業負担金交付要綱」の改正を行いました。 これまでの「各種事業の開催に要する経費」から「報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金に要する経費」と具体的に規定しました。 令和6年9月20日措置通知 市長
24	観光課	41 サマーフェスタ実行委員会負担金 ③事業の効果について 事業目的の1つとして「観光誘客」が掲げられているが、事業の成果指標は「来場者数」のみとされており、「市外からの来場者」は指標とされていない。事業目的である「観光誘客」の視点から、適切な成果指標を掲げ、補助対象者が行う事業内容についても、成果指標の達成に有効なものか検証することが望まれる。	対応状況 (報告済)	サマーフェスタの来場者数は、サマーフェスタ実行委員会が日本観光協会方式(一定範囲を定めてその範囲内を最盛時間に移動しながら客数を数え、これに回転数と全面積をかけ、さらに一定範囲の面積で割って調査日の「入り込み客数」を推計)で行っており、市内・市外の別が把握できません。 現在、市外からの来場者数も含めた、より精度の高い数値を把握するため、人流データ分析ツールを活用し、成果指標の達成に有効なものか検証しているところでもあります。 今後も、適切な成果指標に向け、調査・研究に努めてまいります。 令和6年9月20日対応状況報告 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
25	観光課	42 郡山うねめまつり実行委員会負担金 事業の効果について 事業評価として「更なる観光誘客が推進されるよう引き続き事業展開を行う」とされているが、事業の成果指標は「参加者数」とされており、「市外からの参加者数」は指標とされていない。観光誘客の視点から、適切な成果指標を掲げ、補助対象者が行う事業内容や活動指標としているPR活動の内容についても、成果指標の達成に有効なものか検証することが望まれる。	対応状況 (報告済)	うねめまつりの参加者数は、郡山うねめまつり実行委員会が日本観光協会方式（一定範囲を定めてその範囲内を最盛時間に移動しながら客数を数え、これに回転数と全面積をかけ、さらに一定範囲の面積で割って調査日の“入り込み客数”を推計）で行っており、市内・市外の別が把握できません。 現在、市外からの来場者数も含めた、より精度の高い数値を把握するため、人流データ分析ツールを活用し、成果指標の達成に有効なものか検証しているところであります。 今後も、適切な成果指標に向け、調査・研究に努めてまいります。 令和6年9月20日対応状況報告 市長
26	観光課	43 一般社団法人郡山市観光協会運営費補助金 ①補助対象経費の明確化について 本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他法人管理に要する経費」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、交際費、租税公課（消費税）を補助対象外としているとのことである。 郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、補助対象経費の明確化については、具体的に規定することとしている。 本補助金について、補助対象外とする経費については、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。	措置 (完了)	補助対象外経費については、これまで実績報告時にも内容を確認し、適正に実施していたところでありますが、意見のあった「補助対象経費」については、具体的な規定が必要であることから、令和6年4月1日付けで「郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱」の改正を行い、明確化しました。 令和6年9月20日措置通知 市長
27	観光課	43 一般社団法人郡山市観光協会運営費補助金 ②法人の事業計画について 当法人が令和5年8月に策定した「観光地域づくり法人形成・確立計画」において、自律的・継続的な活動に向けた運営資金確保の取組方針として、地域限定旅行業を申請予定であるDMO等との連携・拡大、会員事業者の確保、公告型事業の拡充、一般酒類小売業免許取得による物販拡大を掲げている。しかし、当該計画において示されている今後3年間の収支計画は計画期間内で横ばいであり、自主財源の増加拡大が数値計画に反映しておらず、また、事業別の支出内訳も一定である。上記の取組方針に沿った事業計画の策定を求めるとともに、事業計画の進捗状況を検証することが望まれる。	措置 (完了)	令和6年5月29日付けで当法人から「郡山市観光協会の新たな収益確保計画」が提出され、「宿泊手配」「旅行商品販売」「酒販」を柱として、令和6年度に68,800円、令和7年度に141,000円、令和8年度に184,000円の収益確保を見込んでおりましたが、当該計画に基づき令和6年度に実施した収益事業において、結果550,450円の収益を上げることができました。 今後も事業計画の進捗を検証しつつ、収益の増加に取り組んでまいります。 令和7年8月29日措置通知 市長
28	観光課	44 公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金 補助金額の妥当性の検証について 本補助金は当法人の管理経費を対象にしており、市は当法人の管理経費のほぼ全額を補助している。 一方、「郡山市補助金等適正化基本方針」において、団体等の繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証することとしている。 当法人においては、管理経費だけを見ると収支は一致しており繰越金がないことになっているが、令和4年度末の現金預金が1億4,900万円計上されており、市が法人設立時に運転資金として出捐した運用財産を除き、過年度を含めて事業収支において繰越金が生じていたものと考えられる。 公益法人においては、公益目的事業会計から収益事業会計や法人会計への利益の移転を行うことができないという制約はあるが、当法人における今後の事業計画に基づく収支見通しを踏まえて、制度の枠内において管理経費の一部を事業収支や繰越金で賄うことができる場合は補助金額の減額を行うなど、補助金額の妥当性について適切に検証することが望まれる。 また、第3章3指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金についての再掲となるが「郡山市補助金等適正化基本方針」では、運営費補助の見直しが掲げられており、事業費補助に移行するよう見直しを図ることとされている。当法人に関連して令和6年度以降の指定管理制度において指定管理料に共通経費を含めることとされており、その場合には本補助金で従来賄われていた共通経費の一部が指定管理料で賄われることから、本補助金のあり方についても検討する必要がある。 なお、現状、当法人が指定管理者となっている施設を所管する部署が公園緑地課及び園芸畜産振興課であるのに対して、当法人を所管する部署は観光課である。当法人に関わる指定管理制度及び本補助金制度を適正に運用するために、所管する部署を同一とするなど事務分掌のあり方についても検討する必要がある。	対応状況 (未完了)	（公社）郡山市観光交流振興公社においては、単年度ごとの管理経費の収支は一致しており、繰越金はないものの、事業収支や投資有価証券による運用益等から剰余金が生まっているものである。今後、制度内の制約を加味しながら、剰余金を管理経費の一部に充当し、補助金額の減額を図るなどの可能性について検証してまいります。 また、本補助金で従来賄われていた共通経費の一部が指定管理料で賄われる場合の本補助金の在り方については、関係部署（行政マネジメント課、財政課、文化振興課、保健福祉総務課）にて、現状の整理及び今後の方向性について協議を行っております。引き続き、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲の整理について、関係部署及び外郭団体と協議、検討してまいります。 上記に加え、当法人に関わる指定管理制度及び本補助金制度の適正な運用のため、令和7年7月16日に、園芸畜産振興課と公園緑地課と3課で打ち合わせを行い、所管部署の同一に向けた協議を行うとともに、内容について行政マネジメント課へ情報共有を行っております。 令和7年8月29日対応状況報告 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
29	観光課	45 公益財団法人郡山コンベンションビューロー運営費補助金 補助対象経費の明確化について 本補助金の交付対象経費は、交付要綱において「役員報酬、給料手当、福利厚生費、臨時雇賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金その他法人管理に要する経費とする。」とされているが、実務上は、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助対象者の収支予算の支出のうち、慶弔費、減価償却費を補助対象外としているとのことである。 郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、補助対象経費の明確化については、具体的に規定することとしている。 本補助金について、補助対象外とする経費については、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。	措置 (完了)	補助対象外経費については、これまで実績報告時にも内容を確認し、適正に実施していたところですが、意見のあった「補助対象経費」については、具体的な規定が必要であることから、令和6年4月1日付けで「郡山市観光物産振興事業補助金交付要綱」の改正を行い、明確化しました。 令和6年9月20日措置通知 市長
30	産業創出課	46 新製品・新技術・生産性向上システム等開発費補助金 補助対象期間の見直しについて 本補助金の補助対象経費は、交付要綱において、テクノポリス助成事業実施要綱に定める経費のうち、テクノポリスから交付を受けた助成金の算定に含まれる経費からテクノポリスから交付を受けた助成金を除いた額とされている。一方、期間については、テクノポリス助成事業実施要綱では、研究開発期間が助成決定から1年間とされているのに対して、本補助金の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日を末日とする1年間とするとされている。そのため、研究開発期間が年度を跨ぐ場合には、テクノポリスから交付される助成金の算定期間と、本補助金の対象期間が異なり、各助成金及び補助金の対象となる経費が異なる可能性がある。 補助対象者の事務負担を軽減し、本補助金の活用を促進するために、本補助金の補助対象期間をテクノポリス助成金の算定期間と整合させることを検討することが望まれる。	措置 (完了)	本補助金の補助対象期間について、郡山市新製品・新技術・生産工程に係るシステム開発等補助金交付要綱を改正し、テクノポリス助成金の算定期間と整合させることといたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
31	産業創出課	47 企業立地補助金 交付要件の判定基礎の明確化について 本補助金の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、施行規則において、消費税抜き金額が消費税込みの金額が不明確である。 実務上は消費税抜き金額で判定しているとのことであり、施行規則等において明確に規定することが望ましい。	措置 (完了)	本補助金の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、郡山市商工業振興条例施行規則を改正し、消費税及び地方消費税相当額を除く旨を記載いたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
32	産業創出課	48 操業補助金 補助額の算定基礎及び交付要件の判定基礎の明確化について 本補助金（賃借型）の補助額の算定基礎となる年間賃借料及び本補助金（取得型）の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、施行規則において、消費税抜き金額が消費税込みの金額が不明確である。 実務上は消費税抜き金額で判定しているとのことであり、施行規則等において明確に規定することが望ましい。	措置 (完了)	本補助金（取得型）の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、郡山市商工業振興条例施行規則を改正し、消費税及び地方消費税相当額を除く旨を記載いたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
33	産業創出課	49 雇用促進補助金 交付要件の判定基礎の明確化について 本補助金（取得型）の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、施行規則において、消費税抜き金額が消費税込みの金額が不明確である。 実務上は消費税抜き金額で判定しているとのことであり、施行規則等において明確に規定することが望ましい。	措置 (完了)	本補助金（取得型）の交付要件の判定基礎となる投下固定資産総額について、郡山市商工業振興条例施行規則を改正し、消費税及び地方消費税相当額を除く旨を記載いたしました。 令和7年8月29日措置通知 市長
34	総合交通政策課	53 バス運行対策費補助金 対象路線の見直しについて 要綱において、「委託バス等運行費補助金」の対象路線は「一般乗合旅客自動車運送事業の廃止した路線のうち、市長が特に委託バス等運行する必要があると認めるもの」とされており、「地域生活路線補助金」は、要綱において対象路線は「乗合バス事業者が自身で維持することが困難な路線で、市長が市民の生活に必要な交通手段として当該路線の維持を必要と認める路線」とされており、郡山市の判断に委ねられている。 現状の対象路線は、主に郊外部における交通手段確保のための路線が主であり、基本的には維持方針としているが、運行の可否については、今後、各地区における最適な交通体系の検討の中で、現在のバスを継続すべきなのか、新しい交通手段（例えば、デマンド型乗合タクシー等）に切り替えるべきなのかを総合的に判断していく方針とのことである。 令和4年度における対象路線別の補助額は、利用者数に比して補助額が高い路線も見られることから、今後も引き続き効率的な地域交通のあり方を検討することが望まれる。	措置 (完了)	公共交通機関は、通勤・通学や買い物など、地域生活に欠かせない移動手段としての役割を担い、本市では市街地を路線バス、郊外地域をデマンド型タクシーにより、地域にあった運行サービスを提供しているところであります。 バス運行への補助金については、「郡山市バス運行対策費補助金交付要綱」に基づき、令和7年3月末時点で、市内を運行する59のバス路線のうち、16路線の運行に対し、バス事業者に補助金を交付（令和6年度補助金：125,549千円）しているとあります。 このような中、令和6年度は、バスの補助路線のうち、地域間幹線系統バス2路線（三春線及び船引線）について、関係者等と協議を行い、効率的・効果的な運行内容の見直しを実施（運用は令和7年10月1日から）したほか、令和7年度には、東部地区の効率的な地域交通のあり方を検討するため、ワンボックス型車両を活用したデマンド型交通の導入可能性について、社会実験を実施する予定であります。 今後につきましても、乗降データ等客観的な指標のもと、効率的で利用しやすい持続可能な公共ネットワークの構築に向けて、補助路線の改善・見直しなど、引き続き検討を進めてまいります。 令和7年8月29日措置通知 市長

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
35	学校教育推進課	55 全国音楽祭等参加支援事業費補助金 ①要綱における別段の定めについて 「補助金等交付事務マニュアル」において、「原則、規則と要綱で補助金交付事務が分かるようにするため、要綱には「別に定める」等の規定はせずに、具体的に定めること。」と記載されている。しかしながら、要綱第3条第2項第1号アにおいて、宿泊費について大会の開催要項に別段の定めのない場合は、「市長が別に定める額に市長が別に定める宿泊基準により算出した宿泊日数を乗じて得た額」とすることになっている。原則、規則と要綱で補助金交付事務が分かるようにするため、内容を具体的に要綱上に明示されたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、これまで要綱に「市長が別に定める額に市長が別に定める宿泊基準により算出した宿泊日数を乗じて得た額」としており、別途要領として定めておりましたが、要領を廃止し、要領の内容は要綱に追加する改正を令和6年7月1日付で行いました。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
36	学校教育推進課	55 全国音楽祭等参加支援事業費補助金 ②申請時の提出書類について 交付申請書を閲覧した結果、交付申請時には、事業計画書と収支予算書に加え、大会の開催要項や参加計画書を徴求している。補助金の交付決定の判断には必要な書類であると考えられることから、交付要綱の提出書類に当該書類等も明示されたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、要綱に追加する改正を令和6年7月1日付で行いました。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
37	学校教育推進課	55 全国音楽祭等参加支援事業費補助金 ③実績報告時の提出書類について 実績報告書を閲覧した結果、添付書類は交付要綱に規定されている事業報告書と収支決算書のみであった。事業実績の検証には参加者名簿等の事業の具体的な内容が分かる資料の確認も必要と考えられるため、交付要綱の提出書類には参加者名簿等を加えることを検討されたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、事業実績の検証の際に参加者名簿等の事業の具体的な内容が分かる資料の確認も必要と考え、交付要綱の提出書類に参加者名簿等を加える要綱の改正を令和6年7月1日付で行いました。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
38	学校管理課	56 中学校体育大会参加費補助金 ①申請時の提出書類について 「補助金等交付事務マニュアル」において、交付申請時の提出が必須とされている「事業計画書」と「収支予算書」が要綱上規定されていない。ただし、「事業計画書」については交付要綱に定めることにより提出の省略が可能となっている。交付申請書を閲覧した結果、交付申請時には、大会要項等に加え、収支予算書を実際には徴求している。交付要綱上も必要書類として明示されたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和6年4月1日付で要綱の改正を行い、当該補助金を事業の実績に基づき精算額で交付の申請を行うものに改めたため、「収支予算書」は必要書類から除外となりました。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
39	学校管理課	56 中学校体育大会参加費補助金 ②実績報告時の提出書類について 「補助金等交付事務マニュアル」において、実績報告時の提出が必須とされている「収支決算書」が要綱上規定されていない。実績報告書を閲覧した結果、実績報告時には、実際には収支決算書を徴求している。要綱上も必要書類として明示されたい。	措置 (完了)	意見のあった点については、令和6年4月1日付で要綱の改正を行い、必要書類として明示しました。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
40	学校管理課	57 学校給食費補助金 学校給食費の公費負担について 学校給食費の公費負担について、保護者が負担する給食費（食材費）の総額は、令和4年度実績では約14億3,000万円であり、この全額を毎年公費で負担した場合、市の財政運営及び将来における安定的な学校給食運営に支障を来することが懸念される。また、限られた財源で給食を提供することとなるため、食事内容が質素になり品数も少なくなり、栄養バランスを考えたい食事を提供できなくなるといった懸念もある。 しかしながら、低所得世帯においては給食費の家計負担は大きいいため、当該給食費の負担が家計に影響を及ぼすことで、費用面の制約により子どもたちの学びの機会を奪うこともありうる状況下では、全額公費負担により、各家庭において子どもたちの学びの機会や成長に必要な費用に割り当てることが可能となる。 また、給食費の無償化により、教職員の給食費の集金や滞納への対応に要する時間や精神的負担がなくなるため、教職員が教育や勉強に軽減された分の時間等をより注力できるようになるといった副次的な効果も期待できる。 中学校については既に独自財源を充当しているが、小学校については現在は臨時交付金を使用している。仮に当該臨時交付金がなくなったとしても、「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に掲げた基本理念である『「子ども想い」を第一に考えるまち こおりやま』の実現のため、是非とも当該支援体制を継続されたい。	対応状況 (報告済)	学校給食費の公費負担に当たっては、これまで国の臨時交付金等を活用し実施してきましたが、令和6年度は小学校及び中学校双方について、一般財源にて全額の公費負担を実施しているものであります。 今後につきましても、国・県に対し、財政支援について、あらゆる機会を捉えた要望活動を継続するとともに、関係部局（財務部財政課、農林部園芸畜産振興課、農林部総合地方卸売市場等）と総合的に調整を図った上で、学校給食費の全額公費負担を継続できるよう努めてまいります。 令和6年9月10日対応状況報告 教育委員会

No.	該当所属	監 査 の 結 果	措置・対応 状況の別	内 容
41	生涯学習課	58 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金 ①交付要綱における必要書類の明示について 交付申請時及び実績報告時には、再交付先である各地区の書類等も徴求している。交付要綱上も必要書類として明示されたい。	措置 (完了)	今般の事案は、郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金交付要綱に必要書類が明記されていなかったことが原因です。 令和6年4月1日付けで交付要綱を改正し、必要書類を明示しました。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
42	生涯学習課 中央公民館	59 郡山市民文化祭負担金 ①実績報告時の提出書類について 「補助金等交付事務マニュアル」において、交付申請時及び実績報告時の提出書類は具体的に規定することになっている。実際の実績報告書を確認すると、実績報告時には収支決算書のほか、主催行事・参加行事実績報告と会計監査報告書を徴求している。 実績報告時の提出書類として規定している「その他市長が必要と認めて指示する書類」では添付すべき書類が不明確であるため、実行委員会負担金毎に別表形式等で具体的な添付書類を規定されたい。	措置 (完了)	【生涯学習課】 今般の事案は、郡山市民文化祭主催行事・参加行事の実績報告時の提出書類が明らかにされておらず、不明瞭であったことが原因です。 郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱を令和6年4月1日付けで改正し、交付申請時及び実績報告時の提出書類を別表形式にて具体的に規定しました。 【中央公民館】 郡山市民文化祭主催行事・参加行事の実績報告時の提出書類が明らかにされておらず、不明瞭であったため、郡山市立公民館共催事業負担金交付要綱を令和6年4月1日付けで改正し、交付申請時及び実績報告時の提出書類を別表形式にて具体的に明記いたしました。 なお、参加団体には周知済みです。 令和6年9月10日措置通知 教育委員会
43	スポーツ振興課	62 郡山市体育協会補助金 ②実績報告時の提出書類について 交付要綱上、実績報告は規則14条に従うことになっている。当該規則では実績報告時の提出書類を「収支決算書」と「その他市長が必要と認めて指示する書類」と規定している。実際の実績報告書を確認した結果、添付書類として「収支決算書」と「事業報告書」を徴求している。交付要綱上、交付申請時の添付書類が明示されているのに対して、実績報告時の添付書類が曖昧となっているため、実績報告時の添付書類も交付要綱上明示されたい。	措置 (完了)	令和6年8月1日付で要綱改正、施行し、提出書類に明示しました。 令和6年9月20日措置通知 市長
44	スポーツ振興課	63 郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金 実績報告時の提出書類について 交付要綱上、実績報告は規則第14条に従うことになっており、当該規則では実績報告時の提出書類を「収支決算書」と「その他市長が必要と認めて指示する書類」と規定している。対象部局への確認の結果、「その他市長が必要と認めて指示する書類」として「事業報告書」を想定しているとのことである。「補助金等交付事務マニュアル」において、「その他の書類」は交付要綱上具体的に規定することになっているため、交付申請時の添付書類のように「事業報告書」を明示されたい。	措置 (完了)	令和6年7月29日付で要綱改正、施行し、提出書類に明示しました。 令和6年9月20日措置通知 市長

※組織の名称は、監査実施時点のものです。